

公立大学法人横浜市立大学の奨学金貸与に関する事務取扱要領

平成 17 年 4 月 1 日

- 1 この奨学金は、日本学生支援機構の奨学金を補完することから、申請者は日本学生支援機構第一種奨学金及び第二種奨学金の併願申請を行った者に限る。

特別奨学金は緊急及び応急採用の申請を行った者に限る。

- 2 奨学生の募集及び受付は、キャリア支援センターにおいて、キャリア支援センター及び各キャンパスの掲示板に掲示して行う。
- 3 奨学生の選考基準は、普通奨学金については日本学生支援機構第二種奨学金貸与の推薦基準に準じる。

特別奨学金の選考は、日本学生支援機構の応急採用奨学金貸与の基準に準じる。

- 4 奨学金の交付の方法については、公立大学法人横浜市立大学会計規則の定めるところによる。
- 5 奨学生は、毎年、奨学生の学業成績を理事長に報告しなければならない。報告は、毎年、市立大学奨学金継続願（第 14 号様式）に成績証明書を添付し理事長に提出する。学業成績の処置については、日本学生支援機構適格認定適格基準に準じる。奨学金継続の承認は、第一回の振込をもって継続とする。
- 6 利子の計算方法は、日本学生支援機構第二種奨学金（有利子）と同利率で算出する。この利率で、貸与総額に対する利子相当額を算出し、貸与総額に上乗せし返還総額とする。据置利率については徴収しない。

○支払い総額の計算方法

年利率 $a\%$

返還回数 b 回

$$\text{定率} = \frac{a \times (1+a) \times (1+a)^{b-1}}{(1+a)^b - 1}$$

返還総額＝定率×貸与総額

※ 利率は、貸与中の振込口座への入金月の適用利率を利率ごとに加重平均したもので、適用利率は年利率 3% を上限とする。